

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン第4-6（利用目的の明示）について

ガイドライン第4-6

行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

ハローワークでのマイナンバーの利用目的は、以下のとおりです。

※ 下記①～⑳以外の届出等においてマイナンバーが記載された添付書類の提出を受けた場合や、不要であるにもかかわらず下記①～⑳に掲げる届出書等を添付書類として提出を受けた場合は、個人情報保護の観点から、当該添付書類を不受理のうえ廃棄させていただきます。

【個人番号を記載する届出書等一覧】

	届出書等	本人提出	事業所提出
雇用保険関係	① 雇用保険被保険者資格取得届		○
	② 雇用保険被保険者資格取得届(連記式)個人別票		○
	③ 雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票		○
	④ 雇用保険被保険者資格喪失届		○
	⑤ 雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票		○
	⑥ 高齢雇用継続給付支給資格確認票・(初回) 高齢雇用継続給付支給申請書	○	○ (代理)
	⑦ 育児休業給付支給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書	○	○ (代理)
	⑧ 介護休業給付金支給申請書	○	○ (代理)
	⑨ 雇用保険被保険者離職票-1	○	
	⑩ 教育訓練給付金支給申請書	○	
	⑪ 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票	○	
	⑫ 雇用保険日雇労働被保険者資格取得届	○	
	⑬ 未支給失業等給付請求書	○	
	⑭ 個人番号登録・変更届出書	○	○
	⑮ 個人番号登録届出書(連記式)個人別票		○
職業訓練関係	⑯ 受講申込・事前審査書(安定所提出用)	○	
	⑰ 職業訓練受講給付金支給申請書	○	
	⑱ 特定求職者氏名等変更届	○	
障害者職業紹介関係	⑲ 個人番号登録・変更届出書	○	

※ 届出書等の提出の際、本人又はその代理人が、本人確認書類の持参を失念した場合は、個人番号を受理することができません。

雇用保険関係・職業訓練関係については、本人が本人確認書類の持参を失念したり、事業主の個人番号収集事務が間に合わず、後から個人番号を届出する場合は「個人番号登録・変更届出書」、「個人番号登録届出書(連記式)個人別票」又は「特定求職者氏名等変更届(⑭、⑮、⑱)」を使用します。